

## 【声明】

### 大阪府警による不当捜査に抗議する

2013年11月1日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江憲勇

大阪府警は10月10日、全国生活と健康を守る連合会（以下、全生連）に対し、不当にも、事務所の家宅捜索を行った。捜索理由は、大阪市の淀川生活と健康を守る会（以下、淀川生健会）元会員に対する生活保護法違反被疑事件であるが、全生連によると、警察が押収した資料は当該事件とは何ら関わりのないものであったという。この間、「不正受給」があったとして淀川生健会に3回、大阪生活と健康を守る会連合会に2回家宅捜索が行われているが、いずれも淀川生健会の事務局長が同行申請をしたことが口実となっており、全生連も含めてこれらの団体の事務所を捜索する理由には成り得ないものである。

もとより不正受給は許されるものではないが、今回の被疑者に向けられた容疑は、アルバイトをしている事実を隠して生活保護を申請し、生活保護費約58万円を不正に受給したとされるものであって、そもそも生活保護法では、このような「不正受給」に対しては返還命令や保護の停止・廃止などの行政処分を行うのが通常である（生活保護法第78条）。

また、全国各地の生活と健康を守る会や生活困窮者の自立を支援するNPOなど、様々な団体が行っている申請同行は、法律的には何ら問題のないものであるばかりか、福祉事務所によって行われている「水際作戦」を防止するものとして近年注目され、かつ積極的に取り組まれつつあるものである。

この8月からは生活扶助支給額が段階的に引き下げられ、これに対する不服審査請求の一斉申立が1万件以上の規模で取り組まれる中での今回の捜索は、全生連への組織的弾圧と言うべきものであり、民主主義社会の下では到底許されるべきではない。

われわれ全国保険医団体連合会（保団連）は、医師・歯科医師の立場から、低所得者を中心とした地域住民の生活と健康、権利の保障を求めて活動している全生連と連帯して、不服審査請求活動等を支援してきた。この立場から、今回の大阪府警による一連の不当な家宅捜索に抗議し、不当な捜査の中止を求めるものである。